

平成18年10月24日

各 位

会 社 名 昭和ゴム株式会社 代表者名 取締役社長 山口 紀夫 (コード番号 5103 東証第二部) 問合せ先 取締役総務部長 佐藤 一石 (TEL.04-7131-0181)

## 臨時株主総会決議事項に関するお知らせ

本日(平成18年10月24日)開催の当社臨時株主総会において、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

## 1.決議事項

第1号議案 株式併合の件 本件は、原案通り承認可決されました。 第2号議案

本件は、原案通り承認可決されました。変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)			
変更前	変更後		
第2章 株式	第2章 株式		
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)		
第 5条 本会社の発行可能株式総数は、32,660万株と	第 5条 本会社の発行可能株式総数は、8,000万株と		
する。	する。		
(単元株式数及び単元未満株券の不発行)	(単元株式数及び単元未満株券の不発行)		
第 8条 本会社の単元株式数は、 <u>1,000</u> 株とする。	第 8条 本会社の単元株式数は、 <u>100</u> 株とする。		
2.本会社は、単元株式数に満たない株式(以下	2.本会社は、単元株式数に満たない株式(以下		
「単元未満株式」という。)に係る株券を発	「単元未満株式」という。)に係る株券を発		
行しない。ただし、株式取扱規則に定めると	行しない。ただし、株式取扱規則に定めると		
ころについてはこの限りでない。	ころについてはこの限りでない。		
3.本会社の単元未満株式を有する株主(実質株	3.本会社の単元未満株式を有する株主(実質株		
主を含む。以下同じ。)は、次の各号に掲げ	主を含む。以下同じ。)は、次の各号に掲げ		
る権利以外の権利を行使することができな	る権利以外の権利を行使することができな		
ι <sub>ι</sub> ,	l l₀		
(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利	(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利		
(2) 会社法第166条第1項の規定による請求	(2) 会社法第166条第1項の規定による請求		
を行う権利	を行う権利		
(3) 募集株式または募集新株予約権の割当を受	(3) 募集株式または募集新株予約権の割当を受		
ける権利	ける権利		
	<u>附 則 1.第5条及び第8条の効力発生日は本会</u>		
	社臨時株主総会の第1号議案に係る		
(新設)	株式併合の効力が発生した日とする。		
	<u>2.本附則は前項の期間経過後これを削除</u>		
	<u>する。</u>		

## 2.株式併合の今後の日程(予定)

平成18年10月25日(水)	株主併合に関する法定公告(株券提出公告)
平成18年10月26日(木)	株券提出開始日
平成18年12月 1日(金)	株券提出締切日
平成18年11月27日(月)	株式売買停止開始日
平成18年11月30日(木)	株式売買停止最終日
平成18年12月 1日(金)	株式併合の効力発生日
平成18年12月 1日(金)	株式売買再開日